資料3

税額控除の割合と限度額

「ふるさと納税」を実現する仕組みとして、地方公共団体に対する寄附金を個人住民税から税額控除することを想定した場合、寄附金額に対する税額控除の割合、税額控除の限度額をどの程度に設定すべきか。

論点1　寄附金額に対する税額控除の割合をどう考えるか。

□　税額控除率の水準

論点2　税額控除の限度額をどう考えるか。

※　現行制度における寄附金控除の限度額との関係
※　個人住民税の「地域社会の会費」としての性格
※　住所地の地方団体の財政・行政サービス水準への影響

□　税額控除の限度額の水準

＜参考＞　現行制度における軽減効果

所得税と合わせ、最大で、寄附金額の50%未満

［寄附金控除の適用例］

・独身で収入金額300万円の者が、20万円の寄附をした場合

住民税額（12.9万円）の軽減額（税額に対する軽減割合）	1.0万円（8%）
所得税額（6.2万円）の軽減額（税額に対する軽減割合）	1.0万円（16%）

・夫婦子２人で収入金額700万円の者が、30万円の寄附をした場合

住民税額（29.6万円）の軽減額（税額に対する軽減割合）	2.0万円（7%）
所得税額（16.6万円）の軽減額（税額に対する軽減割合）	3.0万円（18%）

・夫婦のみで収入金額2,500万円の者が、300万円の寄附をした場合

住民税額（202.5万円）の軽減額（税額に対する軽減割合）	29.0万円（14%）
所得税額（526.4万円）の軽減額（税額に対する軽減割合）	113.8万円（22%）

※　現行の上限額は、所得控除に係るものであり、上限額に達するためには、多額の寄附が必要となる。

［現行制度］

・　個人住民税：「寄附金額－10万円」×10%。税額に対する上限は、各種所得控除の額如何によるが、税額の25%強（※総所得金額の25%を上限としているため）

・　所得税：各納税者の限界税率如何により、「寄附金額－5千円」（総所得金額の40%が上限）×（5～40%）。税額に対する上限は、各種所得控除の額如何によるが、税額の40%強（※総所得金額の40%を上限としているため）

<参考>　現行制度における軽減効果のイメージ図

○　給与収入300万円の独身世帯の場合（給与所得192万円）

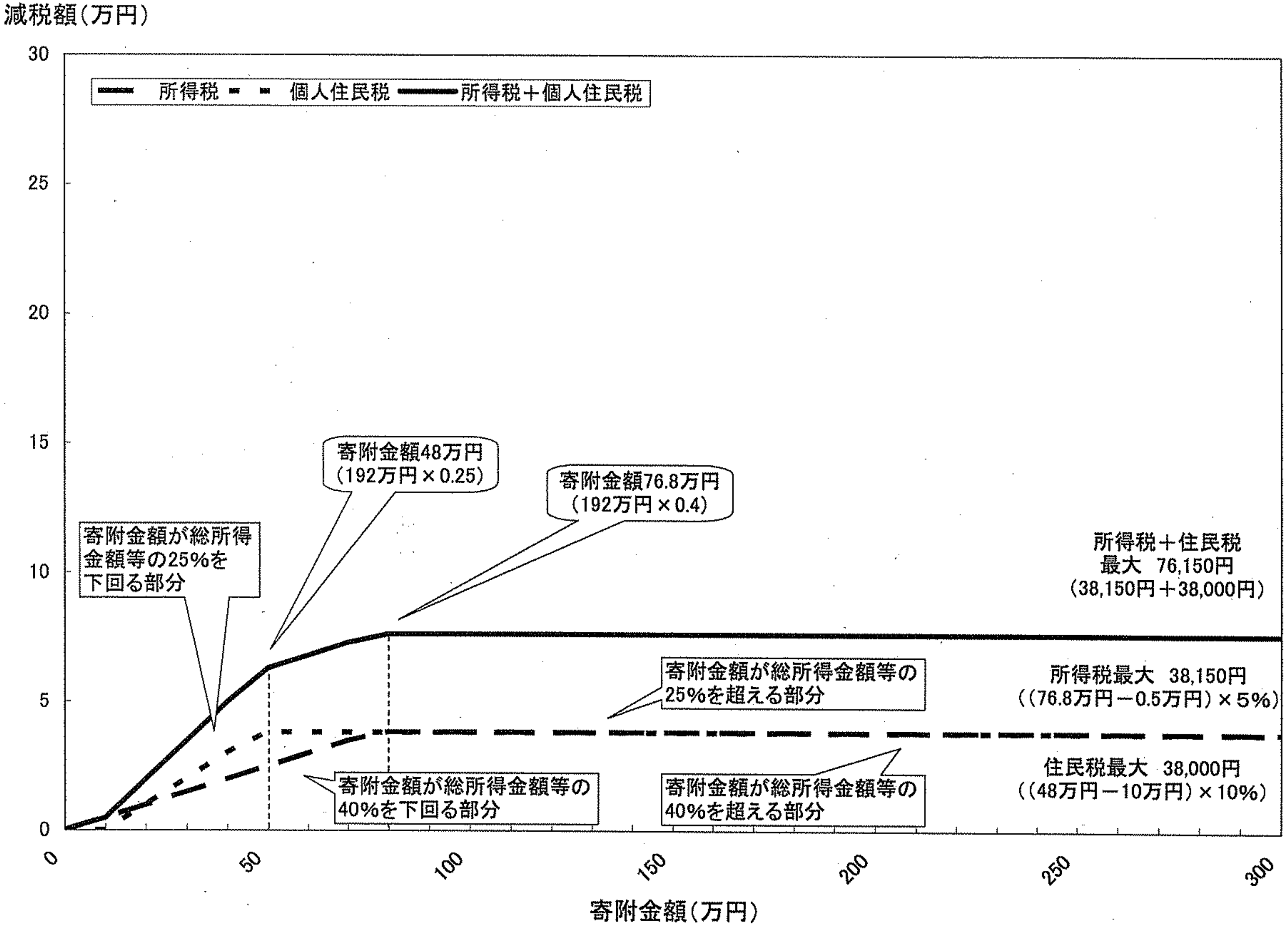

＜参考＞　現行制度における軽減効果のイメージ図

○　給与収入700万円の夫婦子２人世帯（子のうち1人は特定扶養親族）の場合（給与所得510万円）

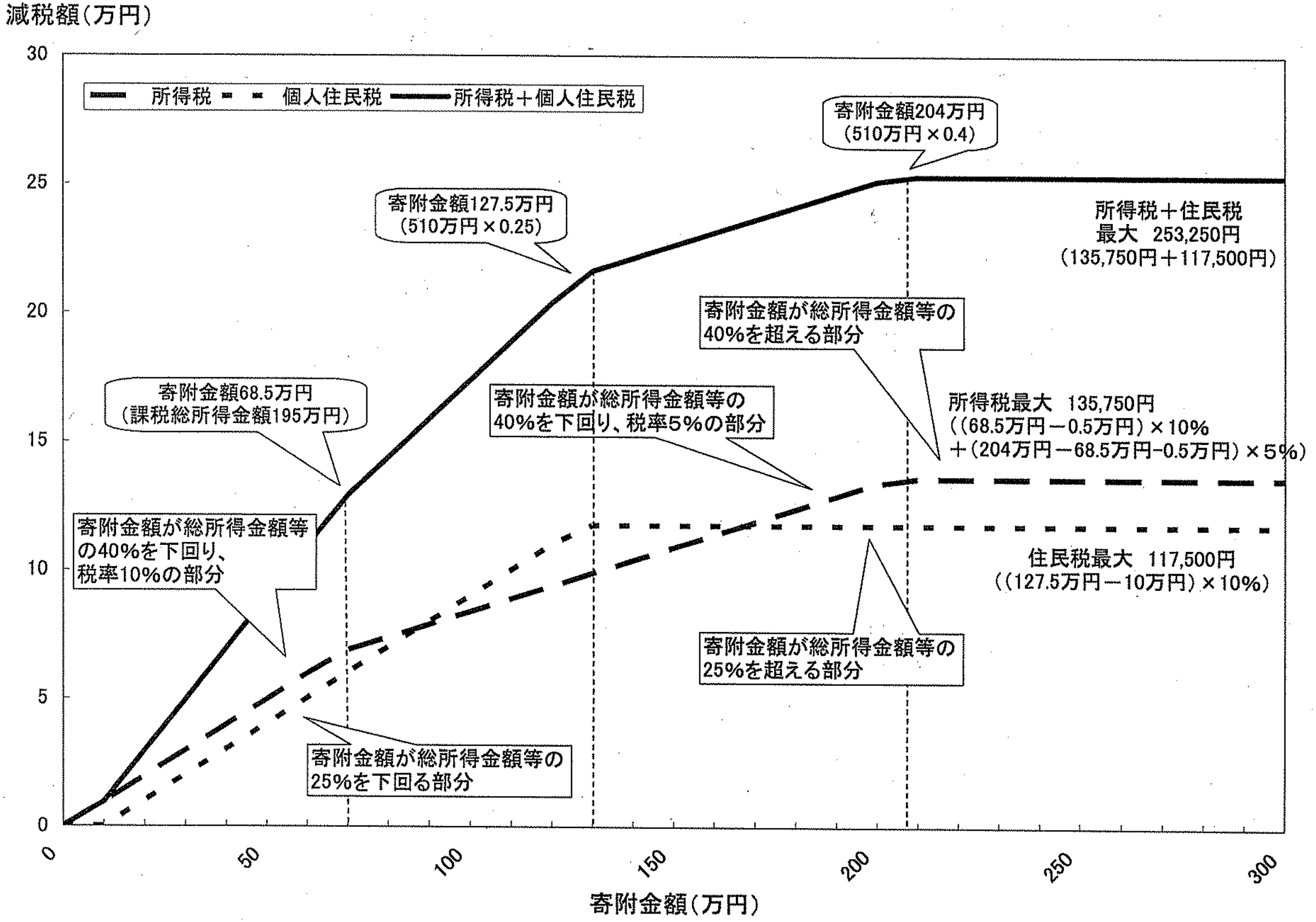

＜参考＞ 現行制度における軽減効果のイメージ図

○ 給与収入2,500万円の夫婦世帯の場合（給与所得2,205万円）

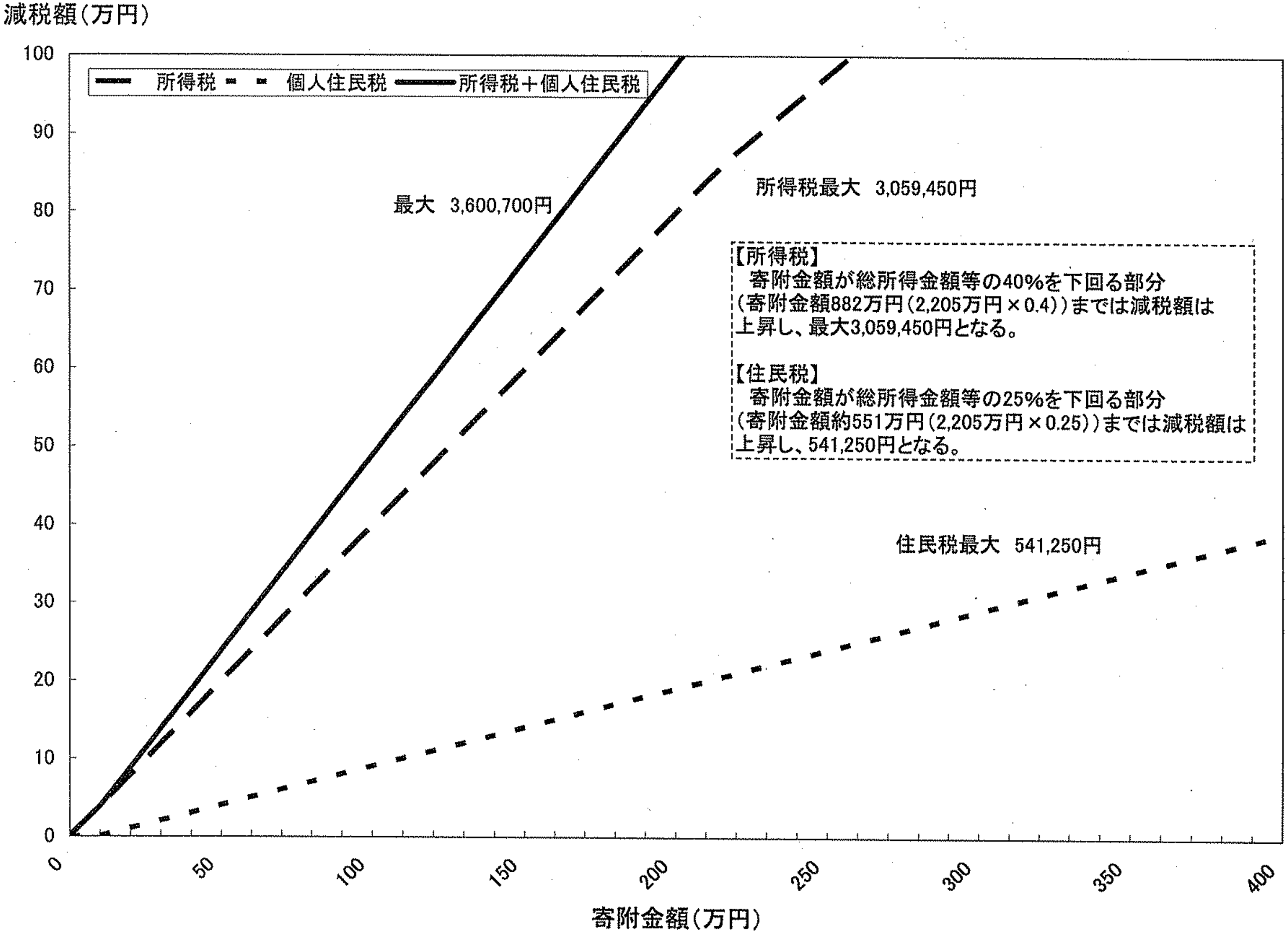

個人住民税及び所得税の税率構造（平成19年度～）

［税源移譲後］

［夫婦子２人の給与所得者の場合］
※ 子のうち１人について特定扶養控除を適用

個人住民税	税率
一律	１０%

所得税	税率
195万円以下	５%
195万円超　330万円以下	１０%
330万円超　695万円以下	２０%
695万円超　900万円以下	２３%
900万円超　1,800万円以下	３３%
1,800万円超	４０%

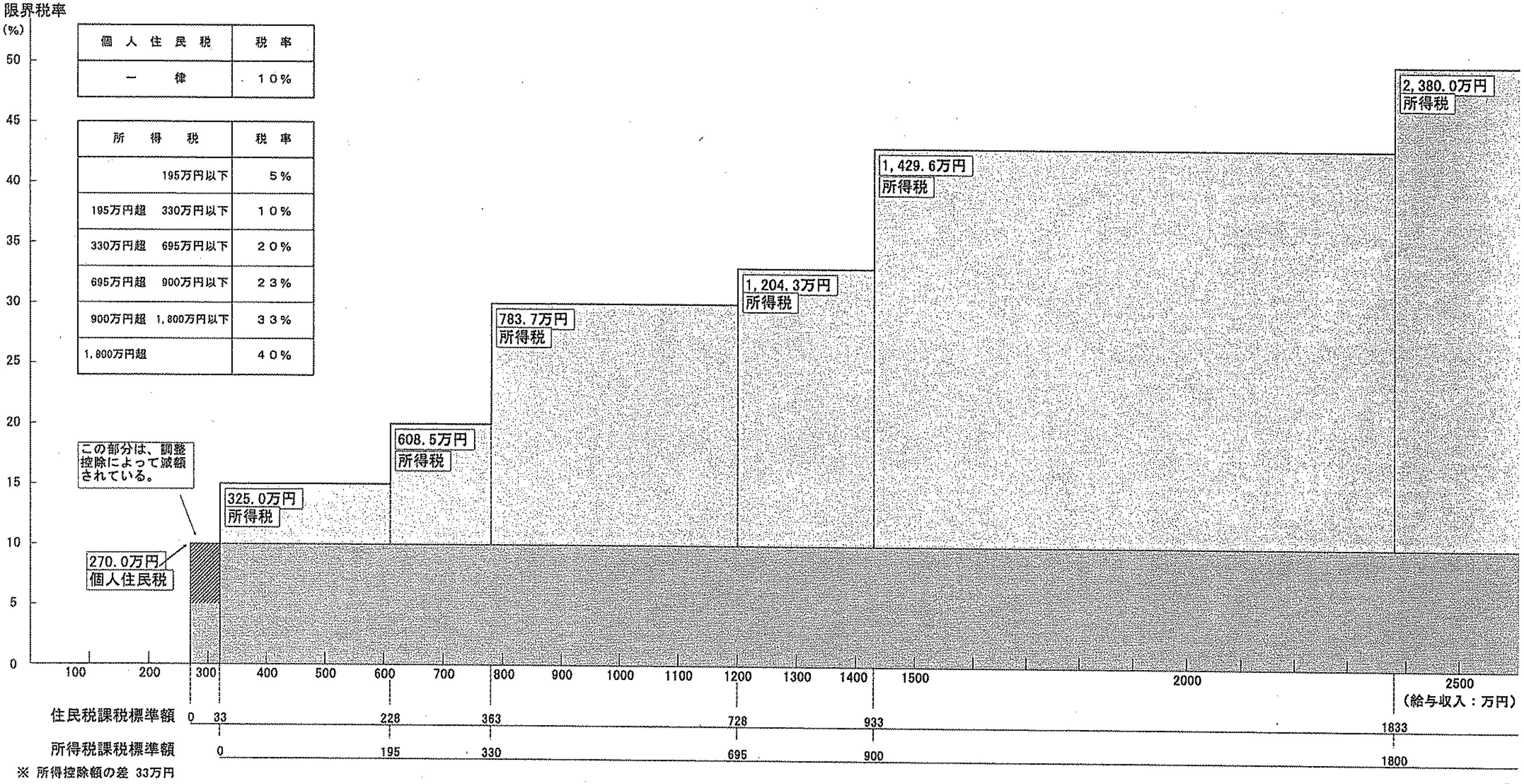

※ 所得控除額の差 33万円